

參考資料

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 110 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策
 - 第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）
 - 第 2 節 基本的施策（第 8 条—第 19 条）
 - 第 3 節 施策の推進体制（第 20 条）
- 第 3 章 佐久市環境審議会（第 21 条—第 25 条）
- 第 4 章 雑則（第 26 条）
- 附則

私たちのまち佐久市は、浅間・荒船・八ヶ岳・蓼科の雄大な山なみと、千曲の清流とが織り成す豊かな風土と歴史に恵まれた、美しい高原のまちである。

私たち市民は、この自然を愛し、自然と共に暮らし、様々な文化や産業を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさと便利さをもたらした一方で身近な自然の減少など環境の悪化を招き、さらにはすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、豊かな自然の恵みとその自然がもたらす健全な環境を享受するとともに、この環境を次世代に引き継いでいくため、自然と人が共生できる社会をつくりあげていく必要がある。

こうした考え方に立ち、良好な自然環境と健全な社会環境の保全及び創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、自然と人が共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告)

第6条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 森林、農地、水辺地等の良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 自然環境と一体となった美しい景観及び地域特性をいかした人に潤いと安らぎを与える快適な環境を創造すること。
- (4) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組が促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全等に取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等について基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たり、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第21条に規定する佐久市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制的措置)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境の保全等に資する活動を行う意欲が増進されるよう環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する協力)

第 19 条 市は、地球環境の保全に資する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(施策の推進体制の整備)

第 20 条 市は、事業者及び市民の協力の下に、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 佐久市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、佐久市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 22 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。この場合において、委嘱する委員は、環境の保全に関し識見を有する者を含まなければならない。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 24 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べるができる。

4 専門委員は、当該専門的事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 25 条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員及び専門委員を補佐する。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市環境基本条例（平成13年佐久市条例第11号）、自然との共生を旨とする臼田町条例（平成11年臼田町条例第18号）、自然との共生を旨とする臼田町条例施行規則（平成11年臼田町規則第17号）又は臼田町環境審議会条例（平成11年臼田町条例第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2

佐久市環境審議会委員名簿

諮問時（順不同、敬称略）

役職	氏名	所属団体等
会長	平林 公男	識見を有する者
副会長	沖津 博人	識見を有する者
	池田 雅子	識見を有する者
	小宮山 尚明	識見を有する者
	出澤 丈夫	識見を有する者
	丸山 和代	識見を有する者
	麻生 知子	識見を有する者
	中澤 あけみ	佐久浅間農業協同組合 理事
	中川 正人	佐久商工会議所 副会頭
	小島 和夫	佐久森林組合 代表理事 専務
	依田 文夫	佐久市区長会 平根地区会長
	宮嶋 恵理	佐久市衛生委員会 理事
	原 節江	佐久市男女共生ネットワーク会員 (パートナーシップ佐久)
	吉牟田 正行	公募
	西村 昌博	公募
	池田 京子	公募
	廣澤 三和子	公募
	廣田 美聖	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 主事

答申時（順不同、敬称略）

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	平林 公男	識見を有する者
副会長	沖津 博人	識見を有する者
	池田 雅子	識見を有する者
	小宮山 尚明	識見を有する者
	出澤 丈夫	識見を有する者
	丸山 和代	識見を有する者
	麻生 知子	識見を有する者
	中澤 あけみ	佐久浅間農業協同組合 理事
	坂川 和志	佐久商工会議所 副会頭
	小島 和夫	佐久森林組合 代表理事 専務
	櫻山 淳一	公益社団法人佐久青年会議所 理事長
	依田 文夫	佐久市区長会 平根地区会長
	宮嶋 恵理	佐久市衛生委員会 理事
	原 節江	佐久市男女共生ネットワーク会員 (パートナーシップ佐久)
	半田 かつ江	佐久水道女性水の会 代表
	吉牟田 正行	公募
	西村 昌博	公募
	池田 京子	公募
	廣澤 三和子	公募
	廣田 美聖	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 主事

3

改訂経過

1 佐久市環境審議会

日付	内容
令和4年4月22日	諮問
令和4年8月26日	骨子案の審議
令和4年11月22日	素案の審議
令和5年2月6日	計画案・答申案の審議
令和5年2月14日	答申

2 佐久市議会

日付	会議等	内容
令和4年12月9日	全員協議会	素案の説明

3 庁内会議

日付	会議等	内容
令和4年7月26日	企画調整幹事会	骨子案の協議
令和4年8月3日	企画調整委員会	骨子案の協議
令和4年10月20日	企画調整幹事会	素案の審議
令和4年11月4日	企画調整委員会	素案の審議
令和5年3月1日	部長会議	計画案の協議

4 アンケート・パブリックコメント・ワークショップ

日 付	会議等	内 容
令和4年5月16日 ～6月3日	市民・事業者 アンケート	市の環境、生物多様性、地球温暖化対策の取組など (調査対象) 市民：市内在住の20歳以上の男女 1,500人 事業者：市内にある200の事業者
令和4年8月9日	高校生ワークショップ	参加者4名
令和4年9月5日 ～9月20日	パブリックコメント①	骨子案への意見募集
令和4年9月10日	佐久平女性大学ワークショップ	参加者17名
令和4年12月21日 ～令和5年1月10日	パブリックコメント②	素案への意見募集

4 諮問

4 佐環第 2 1 号
令和 4 年 4 月 2 2 日

佐久市環境審議会
会長 平林 公男 様

佐久市長 柳田 清二

第二次佐久市環境基本計画の改訂について（諮問）

佐久市環境基本条例第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、第二次佐久市環境基本計画の改訂について諮問します。

【主旨】

本市では、平成 3 0 年 3 月に、1 0 年間を計画期間とする「第二次佐久市環境基本計画」を策定し、本市の良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に進め、佐久市が目指す望ましい環境像を実現し、恵まれた自然環境を将来へ引き継ぐための取組を進めています。

こうした中、本市を取り巻く社会経済情勢や環境の変化に対応するため、「第二次佐久市環境基本計画」の改訂を行いたいので、佐久市環境基本条例第 2 1 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

4 佐環審第 1 号
令和 5 年 2 月 1 4 日

佐久市長 柳田 清二 様

佐久市環境審議会
会長 平林 公男

第二次佐久市環境基本計画の改訂について（答申）

令和 4 年 4 月 2 2 日付け 4 佐環第 2 1 号で諮問のありました「第二次佐久市環境基本計画の改訂」について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりまとめましたので答申します。

答申にあたっては、市民目線又は専門的な見地から、多くの意見が出されましたので、今後の各施策の取組に反映し、市民・事業者・行政の協働により、佐久市の環境保全の取組が進められることを要望します。

なお、詳細については、市当局において検討の上、計画を樹立してください。

6

達成目標一覧

基本目標	指標	目標値 (令和9年度)	指標の解説
安心・安全社会の実現	一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	・大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染状況の常時監視に係る大気汚染物質の濃度で、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
	自動車騒音環境基準達成率	100%	・騒音規制法第18条に基づく自動車騒音状況の常時監視に係る自動車騒音レベルで、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
	公共用水域(河川)BOD環境基準達成率	100%	・河川における有機物による水質汚濁レベルが、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
	保全が必要な水資源保全地域の指定	100%	・県内の水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域
自然共生社会の実現	「生物多様性」の認知状況	50%	・佐久市の環境についてのアンケート調査において、「生物多様性」について「言葉を知っており、意味もよく理解している」、「言葉を知っており、概ね意味を理解している」と回答した市民の割合
	緑の環境調査での指標生物種報告件数	1,500件 (累計)	・「緑の環境調査」において指標生物種(15種)についての延べ確認・報告件数
	特定外来生物(植物)生育分布地点数	450箇所	・特定外来生物(植物)の生育が確認された地点数
脱炭素社会の実現	佐久市内から排出される二酸化炭素総排出量	382千t-CO ₂	・佐久市全域の日常生活や経済活動などに伴い、排出される二酸化炭素の総排出量
	市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量	13,216t-CO ₂	・佐久市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改訂時(令和5年3月改訂)に設定された市の事務事業に伴い、排出される温室効果ガスの総排出量
	太陽光発電設備の設置容量(累積)	175,000kW	・市内に設置された太陽光発電設備の容量
循環型社会の実現	一般廃棄物の排出量	22,086t/年	・佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定時(平成27年3月策定)に設定された一般廃棄物の年間総排出量
	市民1人1日当たりのごみ排出量	616.5g/人・日	・佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定時(平成27年3月策定)に設定された年間の総排出量を計画収集人口で除した値
	リサイクル率	24.5%	・佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定時(平成27年3月策定)に設定された総資源化量を総排出量(自家処理量を除く)で除した値
環境保全活動の拡大	「わが家のエコ課長」フォローアップ事業実施回数	8回/年	・「わが家のエコ課長」フォローアップ事業による環境教育講座の開催回数
	自然観察会、自然保護活動の開催回数	10回/年	・野鳥観察会、植物観察会などの自然体験活動講座の開催回数
	市民ワークショップの開催回数	3回/年	・市民・事業者・行政の協働についての検討に係るワークショップ開催回数
	佐久市生涯学習リーダーバンクの環境分野への登録数	10名	・佐久市生涯学習リーダーバンクに登録されている環境分野の登録者数

7

温室効果ガス排出量の算定方法

市域の二酸化炭素排出量・吸収量の算定方法

●二酸化炭素排出量の算定方法

部門	区分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、農林水産業全体のCO ₂ 排出量を、「耕地面積」(農林水産統計年報：関東農政局)を使って按分 農林水産業CO ₂ 排出量(佐久市) = 農林水産業CO ₂ 排出量(長野県) × 耕地面積(佐久市/長野県)
	建設業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、建設業のCO ₂ 排出量を、「新設住宅着工戸数」(長野県)を使って按分 建設業CO ₂ 排出量(佐久市) = 建設業CO ₂ 排出量(長野県) × 新設住宅着工戸数(佐久市/長野県)
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、製造業中分類毎のCO ₂ 排出量を「製造品出荷額等」(工業統計：経済産業省)を使って按分 製造業CO ₂ 排出量(長野県) = Σ製造業中分類のCO ₂ 排出量(長野県) × 製造業中分類の製造品出荷額等(佐久市/長野県)
業務部門		「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、「業務系床面積」(固定資産税概要調査：総務省)を使って按分 業務CO ₂ 排出量(佐久市) = 業務CO ₂ 排出量(長野県) × 業務系床面積(佐久市/長野県)
家庭部門		「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省)を使って按分 家庭CO ₂ 排出量(佐久市) = 家庭CO ₂ 排出量(長野県) × 世帯数(佐久市/長野県)
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の長野県データから、「自動車保有台数」(長野県統計書)を使って按分 自動車CO ₂ 排出量(佐久市) = Σ長野県の車種別燃料消費量 × 車種別自動車保有台数(佐久市/長野県) × 燃料別排出係数
	鉄道	「鉄道統計年報」(国土交通省)から、市内で運行する鉄道会社の営業キロに占める市内営業キロ(図上計測)を用いて、鉄道会社の電力消費量・軽油消費量を按分 Σ鉄道CO ₂ 排出量(佐久市) = 鉄道会社の消費電力及び軽油消費量 × 各鉄道会社の市内営業キロ/各鉄道会社の全線営業キロ × 燃料別排出係数
廃棄物部門	一般廃棄物	焼却施設の年間処理量(佐久市排出分)、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出

●二酸化炭素吸収量の算定方法

区分	算定方法
森林施業による吸収量	「長野県民有林の現況」(長野県)の佐久市データから、樹種別の成長量を把握し、各種変換係数を乗じて吸収量を算出 CO_2 吸収量 = Σ (対象年度の樹種別成長量 × 各種変換係数 (容積密度、拡大係数、炭素含有率、地下部率))
法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置を行っている天然生林の吸収量	「長野県民有林の現況」(長野県)の佐久市データから、森林法、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法などの法令で保護・保全措置を行っている天然生林の指定面積に吸収係数を乗じて算出
都市緑地による吸収量	「都市公園の面積：都市計画現況調査」(国土交通省)における公園の佐久市データから、供用開始済みの公園面積に吸収係数を乗じて算出



事務事業の温室効果ガス排出量の算定方法

区分	算定方法
排出量	全部署および全公共施設、公用車の電力、各燃料の使用量に該当する排出係数を乗じて算出

8

用語解説

【あ行】

安心・安全社会

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO₂)などの排出ガスの削減に有効とされている。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG(液化天然ガス)火力、原子力、太陽光や風力等の様々な種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

屋上緑化

ヒートアイランド現象の対策。建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁殖させることを「グリーンカーテン」と呼ぶ。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO₂）を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

海洋プラスチック

日常生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、適正に回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川などを経由して海域に流出するプラスチックごみの中で、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバス（オオクチバス・コクチバス）などが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものものを「侵略的外来種」とよぶ。平成 27 年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30 年に第五次計画が閣議決定された。

「第五次環境基本計画」は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画 (Plan) をたてて実行 (Do) し、点検評価 (Check)、見直し (Action) を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返すことで継続的な改善を図ることができる。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30 年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる (光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション (熱電併給) は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。コジェネとも略する。

【さ行】

サーキュラーエコノミー

循環経済のこと。従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患。

親水・親水空間

親水とは、河川、湖沼などへ近づいて散歩したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート3面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。

最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取組も親水活動の一環ととらえられている。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間に見られる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指すこと。また、それを目指す社会のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）を始めとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成10年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

低炭素（社会）

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のこと。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電力排出係数（CO₂排出係数）

電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。

「動物由来感染症」は、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも 200 種類以上あり、日本でも数十種類程度が存在するとされている。

感染する病原体（ウイルス、細菌、寄生虫など）によって、人も動物も重症になる病気、人は軽症でも動物は重症になる病気、動物は無症状で人は重症になる病気など様々な症状がある。

特定外来生物

平成 16 年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】

燃料電池（自動車）

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池自動車は、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る車を指す。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

パリ協定

平成 27 年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表の被覆の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

フードドライブ

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業。

【ま行】

水循環基本計画

水循環基本法第 13 条に基づいて、我が国の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画で、国内の水循環に関する施策の基本となる計画。

水循環基本法

水循環に関する施策について、その基本的理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するための基本法として、平成 26 年 4 月に議員立法により策定された法律。水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

【ら行】

レジリエンス

防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

レッドリスト（データ）

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめた「レッドデータブック」に掲載されている生物種。

流域マネジメント

流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

【英数】

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

COOL CHOICE 運動

脱炭素社会実現のために、日本が世界に誇る省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組である。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和 63 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

V2H、V2B

電気自動車 (EV) に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H (Vehicle to Home の略称) は家庭用、V2B (Vehicle to Building の略称) は業務用ビルなどである。

利用するためには V2H、V2B 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB

Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

現在、ZEB の実現・普及に向けて、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階に定義されている。

ZEH

Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

ZEV

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ヴィーグル) の略称。走行時に CO₂ 等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)のこと。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce (リデュース: 排出抑制)」、「Reuse (リユース: 再使用)」、「Recycle (リサイクル: 再生利用)」の頭文字をとったもの。

第二次佐久市環境基本計画改訂版

令和5年3月

発行 佐久市

編集 環境部環境政策課

〒385-8501

長野県佐久市中込 3056